

官民連携都市再生推進事業
(普及啓発事業)
令和8年度 募集要領

■ 募集期間

令和8年2月9日(月) ~ 令和8年3月13日(金) 12:00まで

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 都市局 まちづくり推進課 加藤、悴田、松本
Tel: 03-5253-8111(内線 32563、32553、32543)

※ 令和8年度当初予算成立を前提としたものです。

令和8年2月
国土交通省
都市局

< 目 次 >

I. 官民連携都市再生推進事業について

1. 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 1
2. 官民連携都市再生推進事業（普及啓発事業）の概要・・・・・・・・ p. 1

II. 募集対象及び補助対象事業の選定について

1. 募集対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
2. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
3. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2、p. 3

III. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5

IV. 事業の実施にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6

V. よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7、p. 8

<関連資料>

1. 応募様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別 添
2. 官民連携都市再生推進事業制度要綱・・・・・・・・・・ 別 添
3. 官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱・・・・ 別 添

I. 官民連携都市再生推進事業について

1. 目 的

令和7年5月に「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」より、「成熟社会の共感都市再生ビジョン（以下、共感ビジョンという）」として、目指すべき都市再生の方向性が示されました。

共感ビジョンでは、量的拡大を追求する成長社会から、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟社会に移行し、都市の個性と質や価値に着目し、中長期的に持続可能な都市の再生を図る必要があるとし、都市の普遍的な魅力を向上させるとともに、画一化することなく固有の魅力を一層高めていくため、官民連携の創意工夫を促し、その内容を評価することで、都市に人々の「共感」を呼び込む施策を推進することが有効と示されました。

また、「共創・支援型エリアマネジメントによる地域経営」を取り組むべき施策の1つとして定め、エリアマネジメント団体が、主体的に地域に関わり合いながら、居住者や来訪者等との新たな価値や営みを共創し、地域経営を担う存在へと進化すべきことや、団体が自立的に活動できるようになるまでの間、社会実験やビジョン策定など初動期への伴走を推進すべきこと、エリアマネジメントを主体的に担う中心的な存在である都市再生推進法人の積極的な活用等、共感ビジョンに記されています。

これまでの官民連携まちなか再生推進事業により、エリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定支援など官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォーム活動支援事業や普及啓発事業を推進してきました。今後は共感ビジョンの内容も踏まえ、市町村（特別区を含む。以下、同じ。）から公的なまちづくりの担い手として位置づけられ、関係者調整のコーディネーターとしての役割や、自ら活動を実施するプレイヤーとしての役割を担う「都市再生推進法人」が参画するエリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定、先進団体のノウハウの普及啓発により「都市再生推進法人」の育成を図る事業等、初動期の取組をより重点的に支援することで、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力等の強化、持続的なエリアマネジメントの推進を図ります。

2. 官民連携都市再生推進事業（普及啓発事業）の概要

普及啓発事業は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発することにより、都市再生推進法人の育成を図る事業です。

※課題を有する地域を対象に優れたまちづくり活動実績のある者が伴走支援する事業を補助対象とします。

- ・補助事業者：都市再生推進法人または民間事業者、特定非営利活動法人その他これらに類する者（都市再生推進法人及び民間事業者等を構成員とするJVを含む。）
- ・補助率：定額
- ・補助対象：都市の課題解決をテーマとし、多様な人材を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成により都市再生推進法人の育成を図る事業に要する経費

Ⅱ. 募集対象及び補助対象事業の選定について

1. 募集対象

今回の公募においては、官民連携都市再生推進事業のうち普及啓発事業を募集対象とします。

令和８年度に係る官民連携都市再生推進事業全体の予算は総額１．０２億円（国費）であり、普及啓発事業に係る補助分はその内数となります。

※ 官民連携都市再生推進事業のうちエリアプラットフォーム活動支援事業は募集対象ではありません。

2. 選定方法

本事業は、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通大臣が選定します。

3. 選定基準

ア. 応募要件

- ① 事業主体が、都市再生推進法人または民間事業者、ＮＰＯ法人その他これらに類する者（都市再生推進法人、民間事業者等を構成員とするＪＶを含む。）であること。
- ② 支援対象地域に対して年間を通じた定期的かつ継続的な支援を行うこと。
- ③ 支援対象地域において、今後、都市再生推進法人の指定を検討していること。
- ④ 市町村等の地域関係者との連携が見込まれること。
- ⑤ 支援対象地域が２地域以上あること。

イ. 重点審査項目

以下の項目を考慮し、事業主体を２団体程度選定する予定です。

- ① 事業の取組テーマ、取組内容、手法等が先導的、先進的であること。

取組テーマ、取組内容、手法等が地域のまちづくり課題に沿っており、先導的、先進的であるとともに、全国における官民連携のまちづくりへ展開する見込みがある事業や都市再生推進法人の指定実績がない地域に重点化を図ります。

- ② 事業の実施にあたり、多様なまちづくりの担い手の連携が見込まれること。

地域のまちづくり人材の発掘・育成、地域内の連携構築が見込まれる地域に重点化を図ります。
また、対象地域において、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定が行われているか、行われる予定がある地域に重点化を図ります。

- ③ 地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれること。

対象地域において、官民連携まちづくりに関する各種制度の活用による「居心地が良く歩きたくなる」空間や公共公益施設の整備もしくは管理などにより、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれる事業の意向がある地域に重点化を図ります。

- ④ 事業の取組の継続性が高いと期待されるものであること。

事業により継続的なまちづくり活動の実施が見込まれる地域に重点化を図ります。

また、都市再生推進法人の指定が想定される団体の対象地域における役割や都市再生推進法

人の指定により期待する効果が明確である地域に重点化を図ります。

- ⑤ 補助事業者において、支援に必要な優れたまちづくり活動実績のある者が確保され、年間を通じた活動体制が整えられていること。

まちづくりの現場における課題解決に向けた業務や都市再生推進法人などまちづくり団体の体制構築支援等の実績のある人材を確保しているとともに、過去の実績が明確かつ具体的である事業に重点化を図ります。

- ⑥ 事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。

経費内訳が明確かつ具体的であるとともに、調査・検討の進行管理や資金管理（不測の資金需要に対する備えを含む）、補助金事務をはじめとする各種事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。

Ⅲ. 応募、ヒアリングについて

1. 応募について

(1) 提出物・様式B-1

- ・様式B-2
- ・様式C
- ・上記データを統合したPDFデータ
- (一覧表) 応募様式B
- ・ヒアリング日程表

(2) 提出先

管轄の地方整備局等へ電子メールにて提出してください。

局	部	課・係	提出先(メール)	住所	問い合わせ先
北海道開発局	事業振興部	都市住宅課 計画調整係	hkd-ky-matidukuri@gxb.mlit.go.jp	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目1	011-709-2311
東北地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 市街地事業係	thr-toshijutaku@ki.mlit.go.jp	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171
関東地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査第二係	ktr-toshiseibi-02@gxb.mlit.go.jp	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshi-jyutakuseibi@hrr.mlit.go.jp	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8755
中部地方整備局	建政部	都市整備課 技術指導係	cbr-toshiseibi@mlit.go.jp	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部	都市整備課 市街地係	kkrr-toshiseibi86@mlit.go.jp	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1076
中国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	toshijutaku@cgr.mlit.go.jp	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231
四国地方整備局	建政部	都市・住宅整備課 企画調査係	skr-chdd@mlit.go.jp	〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33	087-811-8315
九州地方整備局	建政部	都市整備課 企画調査係	qsr-kense_toshi01@mlit.go.jp	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7	092-707-0187
沖縄総合事務局	開発建設部	建設産業・地方整備課 都市整備係	kentika.toshiseibi.90.m1c@ogb.cao.go.jp	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1910

(3) 提出締切

令和8年3月13日(金) 12:00必着(厳守)

(4) 応募様式作成時の留意事項について

- ・様式の作成にあたり、画像データを使用する際は、画質が乱れない程度に圧縮してください。画質を落とすすぎたり、紙媒体をスキャンして使用したりする場合には、画像データの識別が困難になることがありますので、事前に確認のうえご提出ください。
- ・所定の提出物以外に参考資料の提出を希望する場合、提出を妨げるものではありませんが、極力最小限にとどめてください。
- ・様式等において、各種説明資料に添付された図表は、今後国土交通省にて内部資料等作成のため修正・加工する場合があります。そのため、画像データや計数表等の部品についてはできるだけ分割し、グループ化等の編集作業が可能になるよう作成してください。

2. ヒアリングの実施について

- ・選定にあたっては、必要に応じて応募内容に関する事務局からの個別ヒアリング（オンライン）を予定しています（4月中旬）。実施の際には、実施予定日・方法を別途ご連絡いたします。
- ・ヒアリングは、質疑に回答できる事業主体の構成員が参加してください。また、支援する地域の市区町村担当者または都市再生推進法人を目指す団体の同席を必須とします。
- ・なお、ヒアリングに伴い生じる通信費等については、応募者にてご負担いただきますようお願いいたします。

IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用に際しては、補助金等に係る予算の適正化に関する法律のほか下記の事項を遵守してください。

(交付申請)

- ・ 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出してください。

(補助金の対象経費)

- ・ 原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外になりますので、必ず交付決定を受けてから事業に着手するようにしてください。したがって、応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。

(事業の実施及び事業内容の変更)

- ・ 事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得てください。

(進捗状況の報告)

- ・ 年度途中に、取組みが目標どおりに進んでいるかの報告を求めることとしています。国土交通省の指定する様式にて進捗状況を報告してください。

(実績報告)

- ・ 事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出してください。

(補助金の支払)

- ・ 補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます）。

(事業の実施後)

- ・ 事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。
- ・ 本事業の効果の把握に加え、本事業の結果を公表することにより、全国における取組の活性化を図るため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査を行うので回答してください。都市再生推進法人の指定に向けた検討状況等についても回答を求める予定です。

(他の補助金との併用)

- ・ 原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

Ⅴ. よくある質問

（１）普及啓発事業について

No	質 問	回 答
1	普及啓発事業における、公募後のスケジュールについて教えてください。	4月中旬 ヒアリング（4／13の週を予定） 5月末 内定通知発出 ※ 内定通知発出は上記の時期となる見込みです。実施事業についてもスケジュールを加味した上でご検討くださいますようお願いいたします。
2	対象地の地域要件はありますか。	地域要件はありませんが、対象地域において、官民連携まちづくりに関する各種制度の活用による「居心地が良く歩きたくなる」空間や公共公益施設の整備もしくは管理などにより、地域の魅力や活力の向上等の効果が見込まれる事業の意向がある地域や都市再生推進法人の指定実績がない地域等に重点化を図ります。 詳しくは、Ⅱ．募集対象及び補助対象事業選定について（3．選定基準／イ重点審査項目）をご確認ください。
3	補助対象は、まちづくり活動実績のある者の人件費、イベント開催経費、会場費等、すべて対象になりますか。	まちづくり活動実績のある者の交通費・謝礼金等を主な補助対象と想定しています。イベント開催経費等は対象地域において、負担することも想定しており、取組の役割分担等の考え方についても妥当性を確認します。
4	ヒアリングには補助申請者のほか、同席は必須ですか。	支援する地域の市区町村担当者または都市再生推進法人をを目指す団体の同席を必須とします。
5	現地で3日間程度ワークショップ等を行うような短期の現地支援は、普及啓発事業の補助対象になりますか。	短期的な現地支援は原則対象としていません。ただし、アフターフォロー等により年間を通じて支援する場合にはその限りではありません。
6	Ⅱ．募集対象及び補助対象事業選定について（3．選定基準／ア応募要件）の記載で「支援対象地域において、今後、都市再生推進法人の指定を検討していること」とありますが、「検討していること」の趣旨を教えてください。	都市再生推進法人化を目指すことを視野に入れている団体及び自治体がいる地域を対象とする趣旨です。（視野に入れていることについて、細かな要件は求めていませんが、ヒアリング等により都市再生推進法人化をどの程度目指されているか等を確認させていただくことになります。）
7	Ⅱ．募集対象及び補助対象事業選定について（3．選定基準／ア応募要件）の記載で「市町村等の地域関係者」とは、どのような者のことですか。連携は必要ですか。	官民連携都市再生推進事業制度要綱第2条第4項第一号及び第二号前段に規定されている者です。連携が見込まれることを応募要件としているため、調整したうえでご応募ください。
8	Ⅱ．募集対象及び補助対象事業選定について（3．選定基準／ア応募要件）の記載で「支援対象地域が2地域以	2地域以上への支援を、1件の申請で申請してください。 様式C（Excel）の記載例や様式B-2（ppt）の様式記載にあたっての留意事項をご確認ください。

	上あること」となっていますが、地域毎様式を作成し提出する必要があるということでしょうか。	なお、対象地域数の上限は特に設けておりません。
9	エリアプラットフォーム活動支援事業の補助を受けたことがある地域でも普及啓発事業の補助対象となりますか。	過年度エリアプラットフォーム活動支援事業の補助を受けている地域であっても、補助の対象となります。 ただし、同一年度に同一地域へのエリアプラットフォーム活動支援事業と普及啓発事業の重複活用は認められません。地方創生交付金等、同一目的の国費においても、重複活用は認められません。
10	補助申請者が自らの活動エリア（所在地域）において普及啓発事業を実施する場合、補助対象となりますか。	普及啓発事業は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発することにより、都市再生推進法人の育成を図る事業ですので、補助事業者が自らの活動エリア（所在地域） <u>以外において</u> 、普及啓発事業を実施するものに限り対象となります。

（２）その他（共通）

No	質 問	回 答
1	提出物に、応募者の代表印、認印などは必要ですか。	押印は不要です。
2	提出物の事前確認をしていただくことは可能ですか。	公募期間中の提出物の記載内容の事前確認は、審査の公平性を確保するため、行わないこととしております。
3	交付決定はいつ頃になる予定ですか。	交付決定の時期は、交付申請から1～2ヶ月を要します。現時点では、5月末に内定通知を発出予定であり、その後交付決定を行いますので、内定通知後は速やかに交付申請を行って下さい。
4	補助金支払い時期はいつ頃ですか。	事業完了後に支払いとなります。